

平成30年度事業計画書

JIS登録認証機関協議会

1. 活動方針

平成30年度は、JIS登録認証機関協議会の本来の活動である認証機関相互の情報交換の促進、適正な認証活動を行う為の共同活動の実施という設立趣意に基づいた活動を前年度に引き続き展開するものとする。

JISマーク表示制度に係る関係者から提示あった課題・要望・苦情等について、幹事会及び技術検討委員会で実行性のある審議を行い、制度の信頼性向上を目指す。また、JISマーク表示制度の普及活動については、講師派遣事業やJIS原案作成委員会への委員派遣を普及事業の中核と位置付け、積極的に取り組むこととする。

また、昨年度（平成29年10月以降に）発生した銅・アルミニウム製品のJIS認証取得事業者の一部における不適切な品質管理とそれに起因するJISマークの使用停止及び／又は認証取り消し事案を受けて、銅・アルミ問題に関する検証と今後の審査のあり方を検討する取り組みを継続して結論を導くとともに、JISマークの使用停止と認証取り消しの判断基準（考え方）についての議論を深める取り組みを行うものとする。

2. 事業計画

2. 1 会員間の情報交換の推進

- ・幹事会において各会員の課題や認証取得事業者等からの要望・苦情等を共有化し、課題解決に向けた検討を行い、共通認識の醸成を図る。
- ・ルール化した幹事会への傍聴制度に基づき、年1回は海外機関の傍聴参加を実現する。

2. 2 主務官庁からの要請・意見照会に対する回答、主務官庁への提案・要望等提出

- ・ISO/IEC17025:2005の改正とISO/IEC17025:2017への移行に関連した解釈集の見直し
- ・その他、必要に応じて適宜対応する。

2. 3 業界等からの要望や苦情・依頼事項に対する検討

- ・共有化すべき要望等については、共通課題として検討し、その結果を業界等へ回答するとともに、必要に応じて、解釈集として公表する。

2. 4 制度及びJISマーク表示品の信頼性の維持・向上のための共通課題への対応

- ・銅・アルミ問題に関する検証と今後の審査のあり方の検討（結論を得る）
- ・JISマークの使用停止と認証取り消しの判断基準（考え方）について
- ・その他、必要性が確認された課題について対応する。

2. 5 講師派遣事業

日本規格協会主催の「標準化と品質管理地区大会」等へ、JISCBAから講師を派遣する。

2. 6 JISマーク制度の普及促進事業

- ・上記2. 5の講師派遣事業に基づき講師を派遣する。
- ・次項2. 7のJIS原案作成委員会へ委員派遣する。
- ・その他、関係者から要望等があった場合に、必要に応じて取組みを検討する。

2. 7 技術検討委員会

前年度からの継続業務を含み、分野毎WGを機能させて、下記に取り組む。

(1) JIS原案作成委員会への委員派遣窓口業務

原案作成委員会への派遣委員を最終決定し、委員会において、“横断的提案”に基づいた認証機関としての働きかけや経過的措置期間に係る提案を行い、その結果の評価を行う。

(2) 規格改正に伴う臨時の認証維持審査の内容に係る事前検討

規格の改正内容が重大で、臨時の認証維持審査において機関間で差異が出るのを避ける必要があると判断される場合、認証維持審査の内容について事前検討し、整合性を図る。

(3) JISCBA認証指針の改訂作業

必要に応じ公表している認証指針について該当規格の改正にリンクした改訂作業を実施する。

(4) 技術事項に係る解釈や業界対応

(5) その他幹事会よりの諮問事項

3. 平成30年度実行計画

委員会名	回数	頻度
総会	1回	1回/年
幹事会	6回	1回/2ヶ月
会員連絡会	1回	1回/年
技術検討委員会	3回	1回/4ヶ月 *WGは必要に応じて開催

以上